

## 平成25年度・事業計画

## 1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様がお詠み下さった「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてよ このみちの人」を運営の基本理念としております。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っているところです。

平成17年に天理養徳院、センターてんり、なごみの運営が宗教法人天理教から本法人に移管されてから、より一層の充実をはかるため、新たに天理教三重互助園、めばえ横浜保育園の運営を受け入れました。これらの関連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行ない、更には職員の専門知識の取得、信條教育の徹底につとめることによって、基本理念の実践を目指したいと考えています。

## 2. 事業内容

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 児童養護施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 児童家庭支援センターの経営
  - (ロ) 子育て短期支援事業の経営
  - (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (ニ) 保育所の経営
  - (ホ) 一時預かり事業の経営

## 3. 役員会・評議員会開催予定

月	会 議	内 容
4	理事会・評議員会	役員任期満了による改選
5	理事会・評議員会	平成24年度事業報告、決算審議
11	理事会・評議員会	平成26年度事業活動計画案・予算案
2	理事会・評議員会	平成25年度補正予算審議

## 4. 役員・評議員名簿

(任期 平成23年4月13日～平成25年4月12日)

役 名	氏 名	役 名	氏 名	役 名	氏 名
理事長	岩田長太郎	評議員	岩田長太郎	評議員	矢納正教
理事	永尾信雄	"	永尾信雄	"	濱口義昭
"	高見宇造	"	高見宇造	"	久保悟
"	春野ちよゑ	"	春野ちよゑ	"	石前修
"	孫入静穂	"	孫入静穂	"	小倉和美
"	市川守廣	"	市川守廣	"	加藤道一
"	中島道治	"	中島道治	"	竹村由香里
"	八木三郎	"	八木三郎	理事(8)	
監事	深谷忠道	"	飯降俊男	監事(2)	
"	渡邊一城	"	萱間徳雄	評議員(17)	

## 1. 事業目的

児童養護施設 天理養徳院(以下、当院)は、社会福祉法人天理における運営方針に基づいた永年の児童養護実践を生かし、養護、育成または厚生を要する児童に対し、正常な社会人として自立した生活を送ることができるように援助することを目的としている。

何らかの家庭崩壊が原因で入所してくる児童の多くは、精神的にも身体的にも不安定な状態にあり、これらの児童に対して宗教的な和気に満ちた雰囲気の中で、「朝起き、正直、働き」を基本信条として、生活指導、学習指導、進路指導は勿論、日常生活や諸行事を通して充実した養護・育成を図ることを目指している。

## 2. 理念と役割

創設者の天理教初代真柱様は、開設に際し、「人の子も 我が子もおなしこころもて おふしたててよ このみちの人」と、携わる職員に対しこのお歌を詠まれた。これこそが、今もなお続く小舎担当住込み制を存続させる意義であり、当院の基本理念である。

- ・当院は、児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。
- ・また、第 48 条の 2 の規定に基づき、地域の住人に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割を持つ。
- ・当院における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の身心の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。
- ・生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。

## 3. 処遇体制

### (1) 小舎体制

学童ホーム(6ホーム)

- ・男女混合及び男児優先のホーム児童編成
- ・1ホーム定員 6～9名
- ・対象年齢 小学1年生～高校3年生
- ・職員配置 1ホーム3名(児童指導員1名、保育士1名、教庁派遣保育士1名)

幼児ホーム(2ホーム)

- ・男女混合のホーム児童編成
- ・1ホーム定員 9～10名
- ・対象年齢 1歳～就学前
- ・職員配置 2ホーム8名(児童指導員1名、保育士3名、看護師1名、教庁派遣保育士3名)

グループホーム(2ホーム)

- ・中高生男児を優先するホーム児童編成
- ・1ホーム定員 6名
- ・対象年齢 中学～高校、就労

- ・職員配置 2ホーム5名(児童指導員2名、保育士3名)

(2) 主体性、自律性を尊重した日常生活

日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。

- ・子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動(施設内の子ども自治会、ホームミーティング等)が行えるよう支援する。
- ・行事などの企画・運営に子どもが主体的にかかわり、子どもの意見を反映させる。主体的に余暇を過ごすことができるよう支援する。
- ・子ども興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう支援する。
- ・学校のクラブ活動、外部のサークル活動、子どもの趣味に応じた文化やスポーツ活動は、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認める。  
子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。
- ・計画的な小遣いやアルバイト代の使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
- ・退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶ機会を設ける。

(3) 生活指導

日 課 : 安定した生活リズムを続けることで自立心を養う。

日課	
6:00	起床
6:15	朝づとめ
6:30	掃除、朝食
7:15	小学生登校 中・高生登校
8:10	幼稚園登園
11:30	昼食準備 昼食
15:00	下校 学習 自由時間
17:30	夕づとめ
18:00	夕食 学習、自由時間
	入浴
20:00	幼児就寝
21:00	小学生就寝
22:00	消灯

(4) 行事

- ・日常生活の潤いになるよう様々な行事を実施する。
- ・お道の上での行事としては、毎月1日の18時から月例行事(月次祭まなび)を実施し、児童、職員が遙拝室に集まり、前日に手おどりまなび練習をしたホームが当番で勤める。
- ・また、毎月の本部参拝、そして年末の本部お礼参拝、年始の本部元旦祭、開設記念日には児童、職員が揃って本部参拝を実施する。併せて、9月には秋季御霊祭を実施する。
- ・児童は、希望により鼓笛隊(地域の子どもたちも参加対象とする)のサークルに所属して活動し、それぞれの特性を伸ばす。

- ・児童は、希望によりダンスサークルに所属して活動し、表現力や協調性を養う。
- ・日曜日を中心に野球サークル活動を実施。児童には礼儀を教え、仲間を思いやる心を養う。
- ・週に1回、就学前の児童を対象に、読み聞かせや、数に親しむゲームなどを取り入れ、数字の概念を学ぶなど、就学時に備える、にこにこ教室を開催する。(里親の協力)
- ・地域(別所町)の子ども会活動にも積極的に参加する。

<年間行事>

月	行 事
4	・月例参拝・月例行事・教祖誕生祭講話・陽睦会総会(本院)・天理教ひのきしん活動
5	・月例参拝・月例行事・総合防災訓練
6	・月例参拝・月例行事・天理小学校との交流会・天理中学校との交流会 ・体育祭(天理小学校運動場)
7	・月例参拝・月例行事・天理教こどもおぢばがえり行事参加・成人塾(奈良教区) ・天理教こどもおぢばがえりひのきしん(奈良教区)・臨海訓練(2泊3日) ・プール招待(県)・近畿児童養護施設スポーツ大会奈良県予選
8	・山の辺幼稚園との交流会・山の辺小学校との交流会・天理北中学校との交流会 ・本島海水浴(2泊3日)・球技大会(施設連盟)・学生生徒修養会高校の部(天理教) ・近畿児童養護施設野球大会・近畿児童養護施設スポーツ大会
9	・月例参拝・月例行事・御霊祭・ふれあい広場行事(地域関係者約500名参加)
10	・月例参拝・月例行事・秋季大祭講話
11	・月例参拝・月例行事
12	・月例参拝・月例行事・彩華ラーメン招待・餅つき大会・年末御礼参拝 ・成人塾(奈良教区)
1	・本部元旦祭参拝・月例参拝・月例行事・春季大祭講話・本部お節会ひのきしん(奈良教区)
2	・月例参拝・月例行事・感謝祭・総合防災訓練・アートコミュニケーション2013
3	・月例参拝・月例行事 ・幼稚園卒園祝賀会・小学校卒業祝賀会・中学校卒業祝賀会・高等学校卒業祝賀会

(5) 集団援助

- ・小舎制の特性を活用して、家庭的雰囲気になったホームの生活を送るなかで、各ホーム単位で外食や、レクリエーションを実施し、季節感、社会性、情操の豊かさを養う。
- ・各ホームでの日常生活に加え、サークル活動(鼓笛、野球、ダンスなど)によって様々な集団活動を行い、児童のコミュニケーション能力の向上を図る。

(6) 食育の充実

各ホームでの柔軟な日課体制が整備される中、児童・職員が日々顔を合わせる場は食卓である。また、単に顔を揃えるだけではなく、「食事」はホーム全体での共同行為という意味をもつ。

毎日の食事は決して身体的な栄養の場というのみでなく、ホーム内相互の心理的な栄養の場としての大きな役割を担う。とりわけ、健全な食生活は、生理的リズムを整え、心身の健やかな発達と成長には欠かせない場として、今年度は以下の取り組みを計画する。

基本理念

- ・安心・安全な食事を提供すること。
- ・健全な身体作りを栄養面からサポートすること。
- ・児童に「食」の幅を広げさせられる工夫をすること。(野菜や魚の料理方法など)
- ・児童に「食」を通して感謝する心を育めるようにすること。

取り組み

- ・ホームとの連携。
- ・年間活動計画の実施。
- ・完全調理の実施。
- ・炊事場職員の衛生管理の徹底。

- ・毎月1回の炊事場会議の実施（月例後）
- ・教庁派遣保育士の炊事場研修の実施。
- ・年間活動計画

	行事	内容	各ホーム
4月	ひのきしんデー	開設記念日（シュークリーム）桜餅 教祖御誕生祭（赤飯）たけのこご飯	自由企画
5月	端午の節句	えんどう豆ご飯・菖蒲湯 こどもの日（手巻き寿司・柏餅）	〃
6月	体育大会・学校交流会	各学校交流会	〃
7月		七夕（そうめん）・土用丑の日（うなぎ）	〃
8月	本島海水浴	冷麺・冷奴・焼肉	〃
9月	ふれあい広場	ふれあい広場（自由献立）・十五夜（月見 団子・秋刀魚）・御霊祭（梨・おはぎ）	〃
10月	各学校運動会	秋季大祭・松茸ご飯・栗ご飯	〃
11月	文化祭	文化祭（自由献立）・七五三（幼児対象）	〃
12月	餅つき大会	年越しソバ・餅つき大会（餅・豚汁） 冬至（かぼちゃ・ゆず風呂）	〃
1月	元旦祭・本部お節会	春季大祭（赤飯）・おせち料理・七草粥	〃
2月	節分	白玉・おしるこ・いなり寿司 節分（手巻き寿司・節分豆）	〃
3月	桃の節句・祝賀会	ひなまつり（ちらし寿司・ひなあられ） 春分の日（おはぎ）・卒園祝賀会	〃

12～3月の期間で各種鍋を入れる。

毎月1度全国の郷土料理から新メニューを入れる。

#### （7）個別指導

- ・年度当初に、入所児童の「児童自立支援計画票」を作成し、児童の目標を掲げ計画的な処遇を行い、それを基に、こども家庭相談センターとの巡回相談を実施する。  
年度末には、「計画票」に基づいた年間の総括を行い、次年度の支援課題として処遇に繋げる。
- ・小学校就学前には、こども家庭相談センターで心理判定（発達検査）を行い処遇の参考にする。また、問題行動等がある児童への心理判定では、判定員の所見について説明の場を設け、児童の心理特性についての理解を深める。
- ・中学生に対して学力の向上を目的に、学習指導（ボランティア）を天理大学に依頼し、社会福祉専攻の学生及び臨床心理専攻の学生に個別学習指導をお願いする。学生には1年を通して週1のペースで実施をして頂き、児童との1対1での長期的な関わりにおいて、学習指導のみならずメンタルフレンドのような役割も児童にとって位置付けられるようになり、児童の安定に繋げる。

#### （8）余暇指導

- ・全児童を対象にプリント学習（計算67パターン/漢字60パターン）、辞書引きなどを導入し、前頭葉（脳）のトレーニングを展開する。
- ・脳の前頭葉を意図的にトレーニングすることは、集中力（見つける・聞きとる力、注意を持続させる力）、抑制力（感情や行動を抑える力）、計画力（先のことを見通す力）、ワーキングメモリ（作業や勉強する時、一時的に必要なことを覚えておく力、意思決定力）、元気・意欲などにも関係性があり、それはクルマのハンドルやブレーキにも例えられる。
- ・図書室の児童書を充実させることにより、子ども達の感性を育む。

#### （9）院内広報活動。

- ・毎月1日の月例行事において院内新聞を発行する。
- ・内容は、子どもたちの意見や、行事、取り組み等の頑張っている姿を反映できるように努めた。また、各児童の

誕生日の紹介コメントを集め、また絵等の作品を紹介することで、児童等の自己表現の場とする。

- ・年に1回保護者に対して院内新聞特別号を発刊する。内容は、各ホームの紹介や各サークル活動及び、年間行事の様子等掲載し理解を求める。

#### 4. 児童環境調整

##### (1) 学習支援

- ・学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
- ・不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
- ・公立・私立、全日制・定時制にかかわらず、高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。

##### (2) 進学支援

- ・「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
- ・進路選択には必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
- ・高校卒業後の進路についてもでき得る限り支援する。

##### (3) 就労支援

- ・中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。
- ・職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。
- ・事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
- ・子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

##### (4) 家族支援

- ・児童の面会等を定期的に行えるよう、主に電話での連絡調整を図るほか、家庭訪問等を通して保護者の抱える様々な問題の相談に応じる。また、家庭復帰に向けた親子再統合プログラムを、こども家庭相談センターと計画し、保護者に対してペアレント・トレーニングを実施する。

##### (5) 関係機関との連携

###### こども家庭相談センター

- ・常に綿密な連絡を取り合うだけでなく、処遇困難をきたした児童のカンファレンスを定期的を開催する。
- 子育て支援事業（ショートステイ）
- ・家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、原則として1週間を限度として、当院で児童をお預かりする。

施設が抱える問題に、専門職（家庭支援専門相談員、基幹的職員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理相談員、看護師等）を主に相談、指導を行うと共に、担当ソーシャルワーカーと、児童との面接を実施。あるいは、こども家庭相談センターを訪問、心理判定員とのカウンセリング（通所）を定期的実施する。また、行動観察等で一時保護を依頼するなどの連携を図る。

###### 里親制度の活用

- ・家庭的な環境の中で養育する里親制度は、家庭養護の有効な手段として、今後、さらにその活用を図る。

###### 各学校

- ・各学校の先生方を院に招いて、児童養護施設である当院の理解を深めてもらうよう努めるとともに、不登校や保健室登校の傾向のある児童については、先生と共に心理相談員も加わってのカンファレンスを開催する等、綿密な連携を取り合い事態が改善するよう努力する。
- ・職員は小学校や中学校等のPTA活動（愛護会・育友会・おやの会）にも積極的に参加し、学級・学校運営にも携わる。

###### 会議

- ・児童の処遇を適切に行うため、朝づとめ前の連絡会、職員朝礼後の連絡会、各ホームでの引継ぎのほか、以下の

会議を行う。(職員、処遇「事例研究」、給食、ホーム処遇、ケースカンファレンス)

危機介入

- ・近年、福祉サービスの権利意識が高まりをみせる中、これまではっきりと現れてこなかった児童養護における事故等の問題が様々な形で取り上げられ、児童の安心・安全を確保することが急務の課題となってきた。職員一人ひとりには、リスクや危機予知を考える機会となり、万が一事故が起こった際には迅速に対応できるよう、処遇マニュアル委員会を中心に、事故発生の要因分析を多角的に行い再発防止に繋げる。

人材育成

- ・職員の職域、経験年数に応じた院内研修を実施すると共に、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、近畿児童養護施設協議会、奈良県社会福祉協議会、奈良県児童福祉施設連盟、日本こども養育研究会、日本子ども虐待防止学会、子どもの虹情報研修会、虐待防止プログラム研修会、暴力防止教育プログラム研修会、奈良県こども家庭相談センター、奈良県こども家庭課、奈良県保健所、SBI 子ども希望財団、天理教施設連盟、天理教里親連盟など各団体が主催する研修会にも積極的に参加する。
- ・増加する被虐待児童をはじめ、複雑困難な問題を抱える入所児童への対応には、経験豊かな人材が不可欠である。若手職員への専門的な援助技術を施し、子どもたち一人ひとりに継続的な関わりと信頼関係を築くなかで、生活上の課題や悩みを相談することができる体制である。それは子どもの将来の自立までを視野に入れたケアを行うことができる人材の確保であり、その質の更なる向上である。

・研修計画

職種	主催	内容	対象	開催
保育士 指導員 専門職 事務職 栄養士 調理師	当院	新任採用研修	1年目	3月
		専門研修「性教育」	全職員	6月
		専門研修「共通スキル」	全職員	9月
		専門研修「共通スキル」	全職員	2月
		県内施設見学	1・2年目	5月
		県外施設見学	全職員	10月
	全国児童養護施設協議会	施設長研究協議会	管理職	11月
		FSW 研修会	4年目～	1月
		中堅職員研修会	4年目～	2月
	近畿児童養護施設協議会	児童養護施設研究協議会	3年目～	6月
		職員研修会	5年目～	10月
		4県市交流職員研修会	3年目～	7月
	西日本職員研修	児童養護施設職員セミナー	4年目～	10月
	天理教福祉課	社会福祉施設連盟全国大会	3年目～	11月
		職員研修会	3年目～	8月
	県児童福祉施設連盟	新任研修会	1・2年目	5月
		県外研修会	3年目～	10月
		職員研修会 全3回	全職員	6,9,2月
	各種研究会	日本子ども虐待防止学会	心理士	10月
		児童養護施設のための研修会	心理士	6月
	県こども家庭相談センター	職員研修会 第1回～第2回	全職員	9月
		心理職員との事例検討会 全3回	心理士	5,9,2月
	県こども家庭課	職員研修会	全職員	6,2月
県保健所	特定給食施設等関係職員研修	調理師	6月	
	感染症危機管理研修会	栄養士	2月	
厚生労働省 (子どもの虹)	児童福祉施設給食関係者研修会	栄養士	11月	
	情報研修会(指導者)	4年目～	10月	
	情報研修会(専門職)	4年目～	12月	

		情報研修会（児相・施設合同）	4年目～	2月
日本子ども養育研究会		BOYS TOWN 職員研修プログラム	S V	5月
		定例職員研修会	4年目～	10月
		日本子ども養育研究会総会	5年目～	2月
	SBI 財団	SBI 子ども希望財団職員研修会	4年目～	3,9月
その他 （専門職研修）		セカンドステップ	2年目～	6月
		CSP トレーナー研修	2年目～	5月
		CSP S V研修	5年目～	11月

階層別	主な研修目的
5 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者としての役割を自覚する</li> <li>・組織の維持管理に関する知識や技術を高める</li> <li>・総合的判断力や課題・戦略形成能力を高める</li> <li>・福祉の推進役としての力量を高める</li> <li>・危機管理</li> </ul>
4 上級職員 （指導的・専門的職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導的・専門職としての役割を自覚する</li> <li>・高度な専門的知識・技術を習得する</li> <li>・サービスの企画力や評価力を高める</li> <li>・職員指導・研修に関する知識・技術を高める</li> </ul>
3 中級職員 （4～5年まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な問題解決能力を高める</li> <li>・最新の知識、技術を習得する</li> <li>・専門性の深化を図る</li> <li>・応用力・創造力を高める</li> </ul>
2 初級職員 （2～3年まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家としての自己の確立を図る</li> <li>・実践的知識、技術を習得する</li> <li>・専門職としての職能を確立する</li> <li>・専門性の拡大を図る</li> <li>・職業観の確立を図る</li> </ul>
1 新任職員 （1年未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スムーズな職場適応を図る（心理的不安などへの対応）</li> <li>・社会人、組織人としての自覚を養う</li> <li>・基礎的態度、知識、技術を習得する</li> <li>・専門性の基礎づくりを行う</li> </ul>

#### ひのきしんの受け入れ

- ・児童との交流や院内美化等、ひのきしん活動の受け入れを行う。
- ・交流：天理高校（幼少年指導班）・天理教校学園（和太鼓部・求道部）・天理教少年会  
天理教本科（実践課程）・天理教保育士育成白梅寮生・里親関係・天理市青年会議所・地域の方々等
- ・院内美化：天理教保育士育成白梅寮生
- ・散髪：県内理髪店関係者及び経験者

#### 実習及び研修の受け入れ

- ・未来の社会福祉を担う人材育成のため、実習生及び研修の受け入れを行う。
- ・保育士実習及び、社会福祉援助技術現場実習として、大学、短期大学、保育専門学校の受け入れのほか、教員免許取得のため介護体験実習、更には小児看護学実習のため看護学校からも受け入れる。

#### 保健衛生

- ・児童が入所時には嘱託病院である憩の家に入所時検診を行い、また年2回の嘱託医による児童健康診断も行う。月1回指導員、保育士、栄養士、調理員がサルモネラ、チフス、赤痢菌検査のほか、病原性大腸菌O-157検査も実施する。また必要に応じて各種予防接種を実施する。

#### 災害及び保安対策



- ・年間防災計画に定められた予定に従い訓練を行う。また施設整備の定期的な点検を行い、災害の防止や保安に努める。
- ・目的として、児童養護施設は、入所児童の安全確保のために、平常時の防災対策及び災害時の応急対策について、防災意識を高めるとともに、対応方針等を定めておく必要がある。
- ・また、災害時、近隣の避難場所となる可能性も高いこともあり、日ごろから、災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ちついて行動できるようにしておくことが重要である。
- ・このようなことから、毎月の防災訓練が必要であり、平常時の防災対策及び災害時の応急対策を身に付け、また、職員、子どもの防災意識を高めることを目的とする。
- ・防災訓練については下記の日程で行う。

<年間計画>

月	対象者	訓練内容
4	全員	避難・通報訓練
5	全員	避難・通報訓練
6	全員	総合防災訓練
7	全員	避難・通報・消火訓練
8	全員	夜間避難・通報訓練
9	全員	避難・通報訓練
10	全員	避難・通報訓練
11	全員	避難・通報訓練
12	全員	総合防災訓練
1	全員	避難・通報訓練
2	全員	避難・通報訓練
3	全員	避難・通報・消火訓練

実施日は原則として、第2土曜及び日曜日とする。

総合防災訓練（通報・消火・避難訓練）年2回行う。

- ・消火訓練  
施設内に設置されている消防用設備、器具の設置位置、性能、取り扱いについて訓練する。
- ・通報・連絡訓練  
火災発生を知ってから、消防機関への通報、施設内通報、隣接棟への連絡を迅速、正確に行う訓練をするものとする。
- ・避難誘導  
火災発生時に於いて避難者の流れを統制し、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため、避難経路の決定、避難誘導の指示伝達、パニックの防止、避難口の開放、避難人員及び残存者の確認、救出結果の報告等に留意して行う。

## 5. 専門的なアプローチ

### (1) 家庭支援専門相談員の配置（ファミリーソーシャルワーカー）

- ・近年、虐待を受けた経験を持つ子どもの入所が、入所児童全体の半数を超える状況にある。このため、入所前から退所後のアフターケアに至る総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員を配置することにより、こども家庭相談センターをはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員、里親などと連携し、家庭環境の調整の強化を図り、早期の家庭復帰を目指す。

### (2) 個別対応職員の配置

- ・問題行動の多い子どものケアに担当職員がかかりきりとなり、他の子どものケアが低下するおそれがあることから、個別対応職員を配置することにより、虐待を受けた子どものケアの向上を図る。

### (3) 基幹的職員の配置（スーパーバイザー）

- ・一定の経験及び研修を受講した職員を、施設における自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員として位置づけ、職員の共通スキル化の促進を図る。具体的には、スーパーバイザーはプログラムが適切に実施されることを確実にするために、直接処遇職員に新しい技能を教え、既に学んだ技能を使う動機付けを行う。

### (4) 心理療法担当職員の配置（臨床心理士）

- ・心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施することにより、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図る。

### (5) 医療的ケア職員の配置（看護師）

- ・ここ数年、特に幼児・小学低学年児の入退所等がめまぐるしい中、発達にも多くの課題を持つ児童も増加している。また、県内における一時保護所の状況は、常に定員を越えており、常時何らかの医療機関を受診している病・虚弱児あるいは障害児、地域子育て支援、或いは緊急に保護しなければならない児童等、様々なケースで入所・委託・利用してくる割合は高まっている。
- ・被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図る。

### (6) 里親支援専門相談員の配置（社会福祉士）

- ・地域支援として、里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

## 6. 小規模化の推進

### (1) 小規模グループケア事業の推進（2ヶ所）

- ・虐待を受けるなど心に深い傷を持つ児童のうち、他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童に対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することで、児童の社会的自立を促進する。

### (2) 地域小規模児童養護施設の設置（1ヶ所）

- ・地域社会で近隣住人との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。
- ・生活の連続性がある配慮なされた小規模な生活体験は、将来に向かって子どもの人生に豊かさを育んでいく。日常生活では特定の養育者が個別的な関係を持つとともに、生活感と温かみを実感できる居場所が必要である。その環境が子ども・大人相互の信頼に足るものであることが期待される。

## 7. 権利擁護の推進

### (1) 権利についての説明

子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。

- ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく説明する。
- ・自由に対しては責任が伴うこと、権利に対しては義務が伴うこと、権利は無制限ではないことなど、権利の意味について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会をもつ。

### (2) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取り組みを行う。

- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
- ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。

苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取り組みを行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。

- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
- ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。  
子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
- ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。

### （３）被措置児童等虐待対応

いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。

- ・子どもや保護者に対して、体罰の禁止を周知する。
- ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させる。  
子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。
- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
- ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
- ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。  
被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速に対応する。
- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、当院内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

### （４）他者の尊重

- ・さまざまな生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
- ・日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い協力し合う態度を促進するよう支援する。
- ・幼児や障害児など弱い立場にある仲間はもちろんのこと、共に暮らす仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援する。

以上

## 1. 事業目的

児童家庭支援センターてんり(以下センター)は、社会福祉法人天理における運営方針に基づいた長年の児童養護実践を生かし、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導・処遇を行う。また、併せて奈良県中央・高田こども家庭相談センター、各市町村要保護児童対策地域協議会事務局及び関係機関、児童福祉施設などとの連絡調整などを総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

ア 開所時間.....平日、日曜とも午前10時～午後7時(土曜日休業)

#### イ 援助方法

児童の権利擁護に十分配慮し、以下の手順で援助を行う。

#### 相談受付

来所、電話、ファックス、電子メールなどによる受付。必要に応じて、調査・社会診断などを行う。

#### 受理・処遇会議(2週1回)

受付されたケースについて収集された情報をもとに、受理の可否を協議するとともに、経路、種類、処遇の種類を決定する。また個別援助計画の策定や処遇の再評価などを行う。

#### 処遇

- ・助言指導 1ないし数回の助言などで問題が解決すると考えられる児童・保護者に対する指導
- ・継続指導 複雑困難な問題を抱える児童、保護者などに、通所・訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリングなどを行う。
- ・他機関あっせん 他の専門機関において、医療、指導、訓練などを受けると及び様々な制度の利用が適当と認められる場合に行う。
- ・児相等への通告連絡 主に児童虐待など処遇に高度な専門性が要求される場合には、速やかに当該地域のこども家庭相談センター及び当該市町村要保護児童対策地域協議会事務局への通告連絡を行う。

#### ウ 記録

受付の内容から処遇の経過などは「児童記録票」に適切に記載する。

#### エ 報告

「児童記録票」の内容に基づき、統計などを県こども家庭課、こども家庭相談センターに報告する。

#### オ その他

発達検査を行う。

### (2) こども家庭相談センターからの受託による指導

ア 開所時間など((1)地域・家庭からの相談に応じる事業と同様)

#### イ 援助内容

児童の権利擁護に十分配慮し、以下の手順で援助を行う。

#### 相談受付

- ・こども家庭相談センター担当者とのケースカンファレンスを行い、必要な情報を収集する。

#### 受理・処遇会議

- ・速やかに会議を行い、受理の可否について協議する。受理された場合、こども家庭相談センターの処遇指針にそって、援助計画を作成する。

#### 処遇

- ・こども家庭相談センターとの連携の下、援助計画に沿って処遇を行う。措置の解除が適当と認められた場合には、その旨こども家庭相談センターと協議をする。

- ウ 記録（(1)地域・家庭からの相談に応じる事業と同様）
- エ 報告 定期的に、当該児童への処遇内容について報告する。

### (3)関係機関との連携・連絡調整

#### ア 要保護児童対策地域協議会等

天理市要保護児童対策地域協議会の運営に協力する他、各福祉、教育、保健、医療、警察等との会議を開催もしくは参加し、地域の状況把握に努める。また、天理市以外の近隣市町村（奈良市、大和郡山市、桜井市等）における要対協のケースワークにも関わる。

#### イ 各種連絡会議等

関係機関との各種会議等に積極的に参加し、情報の交換・共有を行い、尚且つ協働する体制を整える。また、天理市就学指導委員会における就学指導に携わる。

#### ウ 天理幼稚園、天理小学校、天理中学等

天理教内各学校のケースワークに協働して関わる。

#### エ 白梅寮生の研修企画

2年次生対象の児童福祉・児童虐待等の研修

#### オ 専門援助講座等の開催

年に2回、テーマを定め専門家による講演会を行い、地域関係機関との連携を深める。この他様々な方法で地域住民への啓発を行い、児童虐待の防止等に努める。

#### カ 巡回心理相談の実施

心理相談員を定期的に保育所等（教庁託児所、めばえ託児所を含む）に派遣し、乳幼児健康診査等で経過観察が必要と認められた児童、保護者に対して、その場で初回面接を行い、当センターの援助へ円滑につなげる。また関係機関職員へのコンサルテーション等を行う。

### (4)里親（里親制度）に関わる啓発活動

- ア 里親（里親制度）の充実をめざして、こども家庭相談センター、奈良県里親会等と連携・協力し、研修会、交流会を開催する。
- イ 里親と里子の関係調整に取り組む。

### (5)「子育てサロン」の実施

### (6)天理養徳院との連携

#### ア 夜間等の相談受付

緊急時に備えて、公用携帯電話をセンター職員が所持。

#### イ 緊急一時保護について

児童の安全に関わるような緊急時には、こども家庭相談センターに速やかに連絡し、場合によっては天理養徳院での委託一時保護を行う。

#### ウ その他

法人職員会議等に参加し、綿密な連携を保つ。

### (7)研修

各種関係団体が主催する研修に積極的に参加するとともに、学習会などを通じて、相談・支援などの技術などに関し、自主研鑽に努める。

### (8)広報

ホームページの内容を充実させるとともに、パンフレットを地域住民や関係機関などに配布し広報活動を行う。

### (9)その他

地域住民のニーズを的確に把握するため、調査、研究などを積極的に行う。

### 3. 設備・職員名簿

#### (1)設備

事務室(1) 相談室(1) プレイルム(2) ホール(1) 男女及び身障者用トイレ(各1)

#### (2)職員名簿

所長(相談員を兼ねる)1名 相談員1名 心理相談員1名

### 4. 年間行事計画

月	会 議		講 座 など
	所内・その他	各種連絡会議等	
4	受理・処遇会議	随時	
5	法人職員会議など		
6			専門援助講座
7			
8			
9			
10			専門援助講座
11			
12			
1			
2			
3			

## 1. 事業目的

なごみでは、社会福祉法人天理における運営方針に基づいて、就学中の障がい児に対して、療育を行い、障がい児の生活能力の向上、及びその家族支援を図る事を目的とする。

## 2. 事業内容

児童福祉法に規定されている、発達支援事業の「放課後等デイサービス」及び障がい者総合支援法における「児童短期入所」を行い実施する。特に特別支援学校、支援学級との連携を図り、子どもの自立に向けた取り組みを支援する。

現行の障がい者自立支援法は、平成25年当初より障がい者総合支援法に改正予定。

### (1) 「放課後等デイサービス」「児童短期入所事業」の提供

特別に支援を要する子どもを入所させ、個別支援計画に基づいた療育活動を行う。また、日々の設定の活動については、活動計画書のもとプログラムに沿って行う。

活動計画書、資料参照。

開所日時 年中無休。ただし、夏季休業(8月12日~16日)、年末年始(12月28日~1月3日)の期間は休業日とする。

開所時間 放課後等デイサービス 10時~18時 児童短期入所 18時~翌10時

定員 放課後等デイサービス 10名 児童短期入所 3名

受付 各市町村において、通所給付費、介護給付費等支給決定を受けた障がい児の保護者(以下、利用者)が、当事業所受付担当者に電話等で契約申込みを行う。

市町村は、当事業所への受付の時点で以下の事項等について決定をしている。

受給者証番号

サービスの種類 放課後等デイサービス 児童短期入所

支給期間 1年以内。各市町村や利用者により異なる。

支給量 1ヶ月以内で利用できる日数。各市町村や利用者により異なる

利用者負担額 利用者は利用料の1割負担となる。但し、利用者の収入・生活状況によっては減免措置有り。また短期入所については障害程度区分により金額が異なる。

障害程度区分 短期入所のみ(3区分)

事前面接 緊急の場合を除き、初回利用以前に当該児童及び保護者に対して事前面接を行い、サービス実施に関する必要な事項を聴取する。(2回目以降についてはこれを行わないが、初回利用以降3年を経過して新たにサービスを利用する場合や、児童の心身の状況や家族環境の変化などが生じた際には、再度事前面接を行う)

契約 当事業所におけるサービスの内容を説明し、契約を行う。

### 細心の注意

支援計画 契約が成立した保護者とともに学校その他の関係機関とも連携し支援計画(ケアプラン)を作成、利用当日の終了時には、行った療育や状態について記した文章(利用記録)を作成し、保護者に手渡す。利用時の状況について当所にも記録を残し、年に2回以上のケース会議を開き、療育に役立てると共に、更に再度支援計画を作成する。

利用 利用受付は利用希望日の属する月の前月1日より開始する。

移送は必ず保護者が行う(ただし養護学校スクールバスなどにより児童の安全が確保される場合は、この限りではない)。

### (2)利用者負担額などの受領事務

各市町村によって支給決定時に定められた負担額及び食費、日用品費などの実費を利用者より徴収する。この際、市町村が利用者に対して定めた月毎支給量の残量を明示する。

### (3)通所給付費、介護給付費請求事務

利用した翌月10日に各市町村へ利用費の請求を行い、利用費を代理受領する。(原則として請求した月の月末まで)。短期入所は障害区分によって差がつけられる。

(4)利用者からの相談、苦情処理に関する業務

常に児童の心身の状況や家族環境などの把握に努め、必要な助言などを行う。また、苦情解決の窓口、担当者などを利用者にし、権利擁護に努める。

(5)事業統計の作成

年間活動状況を統計処理することで、利用者のニーズや事業効果を正確に把握し、より良い運営を図る。

(6)その他

医療機関の協力

医学的治療を必要とする緊急時には、天理よろづ相談所病院（小児科・他）への協力を求める。

天理養徳院と児童家庭支援センターてんりとの連携

緊急時における天理養徳院職員のバックアップや、非常災害時の非難・誘導の支援体制を確保する。

こどもの状況等については児童家庭支援センターてんりと連携し、助言等を求める。

関係機関との連携

事業を円滑に行うために、二階堂養護学校、各特別支援学級、こども家庭相談センター等の関係機関と綿密な連携を保つとともに、支援計画作成に当たっては各関係機関の助言を受ける。

研修

職員の資質向上を目的に、事業所内外における研修体制を整える。

広報

パンフレットの配布などにより、各市町村や関係機関窓口を通じて事業の概要を公表し、利便性の向上を図る。

### 3.設備・職員

事務室（1） 居室（4） 食堂（1） 浴室・脱衣室（各1） トイレ（4）

管理者（1） 介護福祉士（1） 保育士（3） 生活支援員（1） その他若干名



## 1. 事業目的

児童養護施設天理教三重互助園は、社会福祉法人天理の運営方針に基づき、天理教の教えによる「朝起き・正直・働き」の実践を通して、将来明朗快活にして、社会に貢献する人間に養育することを目標に規律ある生活を営むよう援助することを目的とする。事情あって家庭を離れざるを得なかった子どもの深い悲しみや挫折を理解し、虐待などの不適切な環境の中で受けた心身の傷を宗教的な和気に満ちた雰囲気の中で、生活や学習指導、更には進路を重視しながら充実した養護を目指す。

## 2. 施設の現状

子どもは、家庭で満ち足りた親の愛情の中で育てられることが望ましいといわれているが、今日の児童養護施設に入所する子どもたちを見ると、養育上の問題として親・家族・血縁関係・養育環境など多くの物心両面にわたる悪しき要因が幾重にもなって、一人ひとりの子どもの成長発達に影響し、子ども達の生活に大きなし掛かってきていることが問題となっている。

その中であって、虐待を受けた子どもの入所が増えつつある中で、近年、心に様々な知的障害を持つ子どもや更には広汎性発達障害児の入所が多くなってきている。

ここに、過去より培ってきた養護の実践を見直し、子どもとどのように接するか、そしてどのようにその子の自立を促し、また、その自立のプロセスとして、現在何が不足し障害になっているのかの課題に対して、自立支援計画に基づいての目標を設定し、天理教三重互助園という名の冠に由来するところの精神（親心）をもって、日々の生活を通して子どもを励まし、支援・援助していくことを目指す。この目的を達成するために、理論に基づいた「対人援助技術の活用(コモンセンス・ペアレンティング)や暴力防止教育プログラム(セカンドステップ)」の実践と応用を通して研修を深め、養護の上に積極的に活用している。

また、昨年7月に厚生労働省よりうちだされた「社会的養護の将来像」はその具体的実践を目指して進行中である。狙いは現在営まれている児童養護の大舎、中舎制を縮小して、家庭的養護の促進に重点を移し、里親やファミリー制度の充実を図るというものである。

互助園もこの改革は避けて通れず、将来的には本体施設は地域小規模の養育体制を新設するとともに本体施設は児童家庭支援センター(里親支援機関)を本務とする地域の里親やファミリーホームの養護支援の拠点の役割を果たすよう体制替えが求められている。

## 3. 事業内容

### 児童グループ構成

定員	棟・グループ		対象児童	年間予想人員
30名	つきの家		男子中高生	10名
	たいようの家	たんぼぼグループ	女子中高生	10名
		ひまわりグループ	幼児小学生	10名
				20名

### 担当体制

つきの家は小舎制で家庭的な雰囲気の中、男子中高生を中心としたグループを指導員2名保育士2名が担当する。中学生は進学、高校生は就職へ向けて養育の重点を置く。中学生は学習塾の活用を、高校生にはアルバイトの奨励を促す。

たいようの家は中舎制とし、2階のたんぼぼグループは女子中高生が中心のグループ、1階のひまわりグループは幼児、小学生男女の住まいとする。担当を決めながらもスタッフの関係で保育士4名と指導員1名にて運営する。女子中高生については養護の重点は男子中高生と同じくする。さらにひまわりグループについては和やかなあたたかさの雰囲気を重視する。

## 児童処遇

規範となる規則正しい生活を通して、生活のリズムが身につくよう十分な配慮をする。

- A) 広く衣食住は生活(くらし)の文化である。その中でも特に食事は生活の中心であり、“旬”・“食卓”・“健康”・“安全”・“マナー”及び衛生管理の徹底に努める。また、食事の準備や料理を工夫する体験から自立への力とする。
- B) 経済観念をもてる生活体験となるように小遣い帳への指導、高校生はアルバイト収入と貯蓄の意識付けをする。
- C) 児童相談所及び各学校との連携を密に情報交換を通して、細やかな養育に活用する。
- D) 趣味・特技を伸ばせるような環境を作る。スポーツ活動(クラブ)や文化活動を推進し、健康と協調性が得られるよう配慮する。
- E) 子どもの健全な育成の一助として“子ども目標”を掲げる。
- F) 児童会活動を活性化し、行事の企画や立案に積極的に参加を促し、児童の思いを引き出しながら養護の上に役立てて、施設の改善につなぐ。

## 職員心得

- A) 一手一つの心の和を通してチームワークを築く。
- B) 「報告・連絡・相談」を常に心がけ、諸記録の充実とその活用に心掛ける。
- C) 自主学习・自主研修に積極的に参加し自己研鑽に努める。
- D) 年度ごとの学習課題を設定する。
- E) 園内、外研修を実施し、更なる子ども支援の手がかりを求める努力を重ねる。
- F) 権利ノートの精神を尊重し、施設に期待されている養護実践に努める。

## その他の取り組み

- A) 実習生、ボランティア活動への積極的な受け入れと参加。  
【受入大学及び各種専門学校】  
(奈良保育学院、皇学館大学、至学館大学、高田短期大学、名古屋市立大学等 約40名)  
里親実習については随時受入。
- B) ファミリーケースワークを通して家族機能の修復と家庭復帰への再構築。
- C) 心療科クリニック、児童相談所及び学校との連携をより推しすすめる。
- D) 学校クラブ活動、スポーツ少年団などの行事活動や保護者との面会・外泊との調整を十分配慮し実施する。
- E) 伊勢市、明和町、玉城町との委託契約により子育て支援ショートステイ事業をおこなう。
- F) 「子どもを虐待から守る家」の指定を受け、子ども及びその関係者からの相談に応じるとともに一時的な避難場所を提供する。

一日の生活

<平日>		<土・日・祝日>	
6:30	起床 洗面 清掃	7:00	起床 洗面 清掃
6:45	遙拝 朝食 登校準備		
7:30	集合	7:15	遙拝 朝食
7:40	児童登校	8:00	清掃
8:40	幼稚園児登園	8:30	学習 園内保育 スポ少・クラブ活動参加
12:00	昼食 (幼児午睡) 学童帰宅 課外学習 クラブ活動	12:00	昼食 (幼児午睡)
16:30	学習時間		
17:30	夕礼(参拝) 夕食	17:30	夕礼(参拝) 夕食
18:00	学習、児童会 入浴、洗濯 自由時間	18:00	入浴、洗濯 自由時間
21:00~	消灯(年齢に応じて異なる)	21:00~	消灯(年齢に応じて異なる)

5. 年間・月間行事及び目標

子どもの健全育成をすすめるため、年間を通して行事及び目標を設定し実施する。

よりよい生活を創るために

児童会の実施と実行・・・各係の役割分担の使命感を育てリーダーを育てる  
意思表示の尊重と保障

つくりあげる喜びの体験と体得

個性をのばす・・・クラブ活動や地域スポーツ少年団への積極的な参加

興味をもつ事生かすし、趣味をのばす

児童支援(援助)の方策を考える

児童の親、家族へのファミリーケースワーク

各関係機関との連携とチームワーク

家庭復帰と自立(独立)生活への支援

処遇の一貫性を目指す

個々の能力を尊重した個別の目標を設定し支援する

施設事業・児童処遇計画表

月	社会行事	学校行事	生活指導目標	施設管理等	施設行事	備考
4	昭和の日	入学式 始業式	学校生活に慣れる 規則正しい生活	防災訓練	教祖誕生祭 春休み行事	新任研修 施設長学習会

		健康診断			新入学お祝い会	
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	遠足 中間テスト	友達をつくろう 学習時間を大切に	防災設備点検	児童一時帰省 GW行事	主任職員研修 中堅職員研修
6		修学旅行 社会見学	遊びのくふう 学習時間を大切に	設備拡充 防災訓練	夜店見物	三社協研修 中養協研修
7	七夕 海の記念日	期末テスト 保護者会 終業式	遊びのくふう 夏休みの計画を立てる	設備拡充 夏休み計画 防災訓練	花火見学 こどもおぢばがえり	三養協研修 三社協研修
8	お盆	夏休み クラブ活動	創意工夫 規則正しい生活 計画の実行と反省	夏休み計画 設備点検	夏休み行事 児童一時帰省 残園児行事	
9	敬老の日 秋分の日	始業式 運動会 実力テスト	規則正しい生活 読書に親しもう 体力作りへの挑戦	防災設備点検 防災訓練	にこにこ広場	性教研研修 三社協研修
10	体育の日 伊勢まつり	遠足 授業参観 中間テスト	うがいの実行 体力作りへの挑戦	児童自立支援 計画検討 防災訓練	秋季大祭 伊勢まつり	全養協研修
11	文化の日 七五三 勤労感謝の日	文化祭	うがいの実行 時間を守ろう	設備拡充 児童健康診断	健康マラソン	三児協研修 三社研研修
12	天皇誕生日	期末テスト 保護者会 終業式・冬休み	うがいの実行 規則正しい生活	冬休みの計画 防災訓練	もちつき大会 迎春準備 児童帰省	中養協研修
1	「元旦」 成人の日	冬休み・始業式 学力テスト	規則正しい生活 うがいと手洗い	進路会議 防災訓練	お正月行事 お節会 春季大祭	三社協研修
2	節分 建国記念の日	学年末テスト	うがいと手洗い 遊びのくふう	防災訓練	節分豆まき いちご狩り	三社協研修
3	ひなまつり 春分の日	公立高校受験 卒業式・終業式 春休み	一年の振り返り 新学期への準備 児童自立支援計画 策定	春休み計画 防災設備点検	ひなまつり テーブルマナー 卒園児童お祝い会	措置費担当者 会議

## 6. 処遇の取組み

### A) 基幹的職員の配置（スーパーバイザー）

一定の経験及び研修を受講した職員を施設における自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員として位置づけ、職員の共通スキル化の促進を図る。

### B) 心理相談員の配置（セラピスト）

心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施することにより、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図る。

### C) 個別対応職員の配置

問題行動の多い子どものケアに担当職員がかかりきりとなり、他の子どものケアが低下するおそれがあることから、個別対応職員を配置することにより、虐待を受けた子どものケアの向上を図る。

### D) 家庭支援専門相談員の配置（ファミリーソーシャルワーカー）

近年、虐待を受けた経験を持つ子どもの入所が、入所児童全体の半数を超える状況にある。このため、入所前か

ら退所後のアフターケアに至る総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員を配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員、里親などと連携し、家庭環境の調整の強化を図り、早期の家庭復帰を目指す。

#### E) 小規模グループケア事業

虐待を受けるなど心に深い傷を持つ児童のうち、他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童に対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することで、児童の社会的自立を促進する。

### 7. 児童関係調整

#### A) 里親制度の活用

長期の休みや連休のタイミングを活用して、1～2泊の外泊を実施していただき、家庭的雰囲気を感じあわせて頂くとともに、躰についても善きご指導を頂く。

#### B) 各学校との連携

日常の連絡相談に加え、定期的にケース会議を重ね、双方の信頼関係の醸成に努める。また、先生との食事会に招待して交流会を持つ。

#### C) 会議

児童の処遇に欠かすことの出来ない、朝の連絡会をはじめ、各グループ間の引き継ぎを重視しながら、次の会議を行う。(職員会議、保育士・指導員会議、給食会議、児童相談所とのケースカンファレンス)

### 8. 今年度の重点目標

#### A) 児童学習支援の強化

三重県と提携し、NPO法人の協力の下、小学校全学年を対象に学習指導員を派遣していただき、その子の学力に合わせた学習指導を行う。中学生には学習塾の活用を促し、基礎学力の徹底を図る。

小中学生に対する施設内での学力補充として問題集による復習やパソコンによる学習ソフトの活用を進める。

#### B) コモンセンスペアレンティング及びセカンドステップの研修充実と実践、応用への促進

三重県内の保育者、指導員及び児童養護関係者への啓蒙も視野にトレーナー実習を定期的に行い、習熟度の向上に努める。

#### C) 第三者評価への対応

自己評価を精査し改善に努め評価Aの比率を9割達成とする。

#### D) 性教育研修の充実と児童への学習に努める

養護施設では非常に避けがたい性の問題を常に意識しながら見定めるとともに児童に対しては年齢別性別カリキュラムを用いて年間を通して自覚を進める。

#### E) 児童を通してお見せいただく「ふし」に対し、一人ひとりが信仰的な「心定め」を成し、実践する。

毎朝の9:15より職員による「お願いづとめ」を継続して勤めさせていただく。

---

# 子育て短期支援事業(三重)

## 1. 事業目的

子育て短期支援事業（以下事業）は社会福祉法人天理における運営方針に基づいた長年の児童養護実践を生かし、児童を養育している家庭の保護者は疾病その他の事由などによって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、子育て短期支援事業を実施することにより、これらの児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

短期入所生活支援事業（ショートステイ）

18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設（天理教三重互助園）において養育・保護を行うものとする。

- ・利用期間 原則として7日以内
- ・要件 保護者が次のいずれかの事由により、児童を一時的に家庭において養育できない場合（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など）
- ・保護者の負担 生活保護家庭・市町村民税非課税世帯・一般家庭などの世帯によって異なる。
- ・登録 事前に登録を行う必要がある。
- ・契約している市町村
  - ・天理教三重互助園
  - 伊勢市、多気郡陽和町、度会郡玉城町

事業計画（施設）

# めばえ横浜保育園

## 1. 保育理念

本園は、陽気ぐらし世界を目指す天理教の御教えを元に信条保育を行うと共に、「人の子も我が子も同じ心もて、おふしたててよこの道の人」との天理教初代眞之亮様のお言葉にこもる精神をもって保育理念としております。

## 2. 保育目標

本園の保育理念を礎に将来社会の一員として、また陽気ぐらし世界実現に向けてその担い手となれるよう、めざす子ども像の育成に向けて保育することを目標とします。

## 3. めざす子ども像

- ・感謝の心を持ち、明るく情操豊かな子ども
- ・朝起き、正直、働きを身につける子ども
- ・互いに助け合い、思いやりのある子ども

## 4. 保育内容

充分保育のゆき届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

自然や社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎力を培う。

生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。

様々な体験を通して、豊かな感性を育て、想像力の芽生えを培う。

## 5. 実施保育事業

- ・長時間保育事業
- ・時間延長サービス（平日のみ 18：30～19：00）
- ・障害児保育 / 特別支援保育
- ・地域子育て支援
- ・地域活動事業

（開所時間）

		月曜日～金曜日	土曜日
原則保育時間		8:30～16:30	8:30～12:30
長時間	朝長時間	7:30～8:30	
	夕長時間	16:30～18:30	12:30～16:30
延長保育時間		18:30～19:00	*****

## 6. 年齢別定員と職員配置

〔平成25年度入所定員 150名〕

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	一時保育
定員	6名	24名	30名	30名	30名	30名	150名	10名
保育士	2名	6名	6名	3名	2名	2名	21名	1名

\*0歳児は6ヶ月より受入

## 7. 職員構成

施設長	保育士	栄養士	調理士	事務員	非常勤	嘱託医	合計
1名	22名	2名	2名	2名	15名	1名	45名

## 8. 月間行事予定

身長体重測定  
 避難訓練（毎月15日）  
 お誕生会  
 歌唱指導（3～5歳児）  
 絵画指導/英会話指導（5歳児）

## 9. 年間行事予定 \*別紙の通り

## 10. 実習受入先

武蔵野大学・鎌倉女子大学・鎌倉女子短期大学・提供短期大学・近畿大学九州短期大学・日本体育大学女子短期大学・聖ヶ丘教育福祉専門学校・東京工学院専門学校・町田福祉専門学校・横浜こども専門学校他

## 11. その他

### ・放射線物質に対する取り組みについて

3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線物質の影響に対して、震災前と変わらない保育環境を整えるべく、横浜市との連携により、さまざまな取り組みを行いながら、保護者の不安を取り除くとともに、園児一人一人が健やかに保育園での生活が送れるよう引き続き配慮していきたい。

具体的には、定期的に放射線物質の測定を行いその結果を公開することや給食材料及び飲料水に対する安全面への配慮を行うなどの当面の目標としていきたい。



- ・ **障害児及び要配慮児に関する東部療育センターとの連携**

昨今、要配慮児の数が年々増加しているように思われる。

障害児としては認定されないが、年齢的な標準動作や身体的な発達などに遅れをとる園児が各クラスに2~3人在籍しているのが現状である。そのような園児に対し、年2回専門のカウンセラーが巡回指導にあたり、要配慮児を取り巻くさまざまな環境や心身の発達など細やかに検証し、一人一人にあった保育を行うことを目的としている。

#### 平成 25 年度事業方針

前年度同様に、子どもの保育環境をしっかりと整えていくとともに、さまざまな保育運営を行うことで、待機児童の解消など地域社会に貢献していく。